

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築都市局指導部建築指導課】 184

◇ 告 示

- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 185
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 186
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 187

◇ 公 告

- 地籍調査の地図及び簿冊の閲覧【建設局総務部事業調整課】 189

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物で地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの等を、定期調査の報告をしなければならない特殊建築物に指定することにしました。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第2号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「病院」の次に「又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「有し、かつ、」を「有するもの又は」に改め、「もの」の次に「（階数が3以上であるものに限る。）」を加える。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市告示第 33 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 1 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
有限会社タカシマ薬局	旧	北九州市小倉南区守恒一丁目 11 番 20 号	平成 26 年 1 月 1 日
	新	北九州市小倉南区守恒本町二丁目 2 番 11 号	

北九州市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理 番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
61	小倉中 間線	前	北九州市八幡西区下畑町72 6番1地先から 北九州市八幡西区下畑町15 3番1地先まで	7.5 ～ 9.6	91.5
		後	北九州市八幡西区下畑町72 6番1から 北九州市八幡西区下畑町15 3番1地先まで	7.5 ～ 12.1	91.5

北九州市告示第35号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成26年1月30日

北九州市長 北橋健治

1 水域施設の船だまりの表の洞海の項中

若松漁船だまり	若松区浜町一丁目地先	2, 337	-1.0	を
若松漁船だまり	若松区浜町一丁目地先	2, 337	-1.0	に
響灘西船だまり	若松区響町三丁目地先	29, 659	-3.0～ -6.0	

改める。

2 外郭施設の防波堤・防砂堤・突堤の表の洞海の項中

響新港東1号防波堤	若松区響町二丁目地先	301.34	を
響新港東1号防波堤	若松区響町二丁目地先	301.34	に
響灘西船だまり1号防波堤	若松区響町三丁目地先	380.00	
響灘西船だまり2号防波堤	若松区響町三丁目地先	100.00	
響灘西船だまり3号防波堤	若松区響町三丁目地先	30.10	

改める。

3 係留施設の物揚場・船揚場の表の洞海の項中

安瀬物揚場	若松区響町一丁目	481.21 (取付) 20.60	-4.0	2.0	を
-------	----------	----------------------	------	-----	---

安瀬物揚場	若松区響町一丁目	481.21 (取付) 20.60	-4.0	2.0
響灘西船だまり 1号物揚場	若松区響町三丁目	80.00	-4.0	1.0
響灘西船だまり 2号物揚場	若松区響町三丁目	505.00 (取付) 25.73	-3.0	1.0
響灘西船だまり 3号物揚場	若松区響町三丁目	100.20	-6.0	1.0
響灘西船だまり 船揚場	若松区響町三丁目	73.00	-6.0	1.0

に

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の洞海の項中

響灘西1～6号岸壁コンテナ荷さばき地	若松区響町三丁目	327,886 .28	重量物 ふ頭
--------------------	----------	----------------	-----------

を

響灘西1～6号岸壁コンテナ荷さばき地	若松区響町三丁目	327,886 .28	重量物 ふ頭
響灘西船だまり荷さばき地	若松区響町三丁目	854.45	2級

に

改める。

北九州市公告第68号

北九州市若松区原町一丁目及び響南町の各一部並びに東小石町の全部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

平成26年1月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地図及び簿冊の名称

北九州市若松区原町一丁目及び響南町の各一部並びに東小石町の全部の地図及び簿冊

2 地図は平成25年3月に測量して作成し、簿冊は同月31日現在の状況により調査して作成したものである。

3 閲覧期間

平成26年1月30日から同年2月19日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

4 閲覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局総務部事業調整課（地籍調査担当）

5 訂正の申出

地図及び簿冊に測量又は調査上の誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、市長に対し、訂正を申し出ることができる。

誤り等の訂正の申出をするときには、その旨を記載した書面を提出するとともに、申出者の印鑑を持参すること。

誤り等の訂正の申出書の用紙は、閲覧場所に備えている。